

第三次中種子町行政改革大綱

平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日
中 種 子 町

1 大綱の策定

中種子町においては、昭和60年度に行政改革大綱を策定し、約10年にわたり積極的に行政改革に努めてきた。その間、過疎化と高齢化の進行、国際化や情報化の進展など町政を取り巻く状況の急激な変化に的確に対応するため、平成7年度末に第二次行政改革大綱を策定し、町民の立場に立った行政改革を推進してきたところである。その後、5年間において、具体的に実施できるものから速やかに施行するという方針のもとに、ほぼ目標に近い成果を上げることができた。

一方、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことを受けて、国の政策や町民のニーズに対応するために町の行政執行体制を強化し、事務事業の内容及び組織（職員体制）の見直し等を行う必要が生じた。このため、平成11年度に第二次中種子町行政改革大綱を改訂し、今日まで、この改訂大綱を基本に行政改革を推進してきた。

第二次行政改革大綱改訂策定後6年が経過したが、この間に、地方行財政を取り巻く環境は、一段と厳しさを増してきた。さらに、市町村行政を広域化するという国の方針のもとに「市町村の合併の特例に関する法律」が一部改正された。このため、中種子町としても積極的に隣接市町との合併を模索してきたが不調に終わり、単独による行政運営を強いられた。

これらの状況を改めて認識した上で、町民の受け止め方としても、組織体制の上でも、これまでとは違った意識のもとにさらなる改革を進めなければならない。このため、行政主体で検討してきた行政改革推進本部に新たに民間有識者を加えた。さらには、各界各層の有識者からなる行政改革推進委員会委員に公募制を導入し、より柔軟に「町民の声」を採り入れ、国の指示に基づき、ここに第三次行政改革大綱を策定するものである。

もとより、行政改革の手綱を緩めることなく、さらに積極的に取り組むことにより、簡素で効率的な行政組織を構築し、財政の健全化に資するとともに、行財政を改善し、透明化を進め、町民生活の利便性の向上を図ろうとするものである。

2 基本方針

分権型社会システムへの転換が求められる今日、少子高齢時代の到来、町民ニーズの多様化と社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められている。また、我が国の地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、国も行財政改革の推進に強力に取り組むよう指導している。

中種子町においても、これまでの経過と厳しい現状を踏まえた上で、

行政組織の運営全般について、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check）

見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき、不断の点検を行いつつ、新たな行政改革大綱等を策定し、又は従来の行政改革大綱の見直しを随時行う。

行政改革の実施に当たっては、具体的な数値目標を掲げ、その目標達成のため、全力を挙げて取り組む。

中種子町は、この行政改革大綱を通じて、明るく、豊かで、住みよい中種子町づくりを目指す。このため、下記の6項目について重点的に取り組む。

- 第1 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 第2 組織の見直しと民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- 第3 定員管理・給与の適正化
- 第4 第三セクターの見直し

第5 経費節減等の財政効果

第6 地方公営企業

行政改革の推進に際しては、行政の側だけで実行し得るものではない。このため、町議会を始め、町内の関係団体など広く町民の理解と協力を得ながら本計画の実現に努める。

3 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

4 行政改革推進の方策

第1 事務事業の再編・整理，廃止・統合

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に積極的に対応していくため、P D C Aサイクルに基づき不断の点検・見直しを行い簡素・効率化を図る。また、絶えず事務事業について事業の優先度を明確にし、効率的な事業執行を図る。

事務事業の再編整理に伴い情報化については、他の市町村に先んじて推進してきた。今後は、さらに情報セキュリティの確保に十分留意しつつ、

- ・町民の利便性向上のための行政手続のオンライン化
- ・システム開発経費削減のための共同アウトソーシング*1の強化
- ・公的個人認証サービス*2と住民基本台帳ネットワークシステムの構築
- ・住民基本台帳カードの町民への周知と利用促進対策の検討
- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)へのアクセスの活発化
- ・庁内イントラネット*3の一層の充実と職員のスキルアップ

など、町民の利活用の促進と業務の効率化等に積極的に取り組む。

窓口業務と行政手続の見直し

町民生活課・税務課の各窓口業務を、総合窓口制の導入により平成8年11月から実施してきたが、専門的要素が高い業務についての内容説明等、窓口

*1) アウトソーシング 従来は、「外部委託」と訳されていたが、近年では、幅広く解釈される傾向にあり、行政運営に民間企業や外部の団体及び個人のノウハウ等外部(OUT)の資源(SOURCE)を積極的に活用すること。

*2) 公的個人認証サービス インターネットを通じて行政機関への申請手続などを行う際、電子証明書を利用することによって本人確認を確実にし、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんなどを防ぐサービス。

*3) イントラネット 企業の内部を意味する「イントラ」と「ネットワーク」の複合語。インターネット技術を利用した庁内ネットワークのことであり、庁内の情報の共有化とコミュニケーションの円滑化を図ることを目的としたもの。

担当職員での対応が困難であったため、平成16年4月1日から各窓口で対応した。

今後も窓口業務を含めた各課・各係の体制や申請様式等についての見直し、公共施設利用など電子予約や電子申請の導入を検討し、町民の利便性、事務手続の簡素化・迅速化に努める。

地方分権・権限移譲等による事務改善

国の関与が縮減されるとともに地方分権が一層推進されている今日、地方公共団体が自主的・主体的に決定し、処理しなければならない分野が拡大している。このことから、決裁規程の見直しなど改善を検討し、意思決定の迅速化と事務処理の円滑化を図る。さらに、本町の実情に応じた創意工夫を講じ、より総合的な行政サービスの向上を図る。特に、町民に求めている押印の在り方を見直し、廃止を含めた合理化を行う。

行政権限の適正化

町民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、施策の適正な選択を図る。このため、町民生活及び各種団体等に対する行政関与の必要性和その限界、行政効率性の追求、行政効果の確認等を慎重に検討して事務事業の整理・合理化を強化する。

情報公開の推進と町民との情報共有

町民が必要とする情報を公開することで、町政への町民参加と町政への理解と信頼を深められるので、公正で開かれた町政を推進する立場から、情報公開制度の一層の充実強化を図る。

行政改革の推進は、内容や推進状況について町民の目が届くようにし、その理解と協力を得ることが重要である。行政改革の内容、推進状況等に関する幅広い情報について積極的に広報を行い、町民と情報を共有する。

文書管理の推進と電算システムの最適化

開かれた行政を推進するため個人情報保護制度、情報公開制度に対応できるように13年度からファイリングシステム*1で文書を管理している。さらに事務の合理化・効率化を徹底する。

*1) ファイリングシステム 統一した用品・方式で文書を管理することにより、事務室内の収納効率や美観の向上を図り、仕事のしやすい執務環境を実現するとともに、個人情報保護や情報公開制度に対応するため、対象文書の適切な管理・迅速な検索ができるようにしたシステム。

旧式電算システムの改修又はダウンサイジング*1，地域公共ネットワークを含む新しい電算システムの導入及び現在運用中の電算システム全体についての最適化と業務の円滑化を進める。

危機管理・情報管理体制の構築

町民の生命，身体及び財産を災害から保護するため危機管理等必要な体制の強化を図る。また，テロ（サイバーテロ*2 を含む）の被害を防ぐため，組織・管理体制の構築を図る。

大規模災害時の情報データ管理については，個人情報保護対策を強化した上で，日常業務に支障来さないよう対策を講じる。

自主財源の確保

地方税について課税客体，課税標準等の的確な把握，滞納整理の着実な実施等により徴収率の向上を図り，新規税源の発掘等も慎重に検討を進める。

また，受益と負担の公平性及び財源確保のため，現在の使用料及び手数料等も，引き上げを含めてその適正化を図り，自主財源を確保する。

行政評価*3 の導入

行政評価を導入し，事後評価，目標の達成度を知り，事後施策に反映させ，各課・係にまたがる施策については横断的に取り組む。また，町全体としての施策評価を図り，効果的・効率的な行政の推進を図る。

第2 組織の見直しと民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

高齢化，国際化，情報化等社会経済情勢の変化に対応し，新たな行政課題や町民の多様なニーズに即応した行政サービスが展開できるように計画する。このため，常に組織・機構全般の総点検を行い，課等の統廃合，係制の在り方，職制の

*1) ダウンサイジング 大型計算機など，従来は大規模なコンピュータシステムで行っていた処理を，コスト削減などのため，小型のワークステーションやパーソナルコンピュータに置き換えていくこと。

*2) サイバーテロ インターネット等を通じてコンピューターに侵入し，データやプログラムなどを改ざんしたり，破壊したりすること。

*3) 行政評価 行政が実施する政策，施策及び事務事業について，「いかに成果があがったか（あがるか）」「いかに効率的な行政サービスを提供できたか（できるか）」という視点から，その必要性，手法の妥当性，成果などを町民や事業者などにわかりやすい形で客観的に評価し，評価結果を今後の行財政運営に反映させることを目的とした手法。

見直し等を進める必要がある。

給与・旅費等の計算，財務会計，人事管理事務等の総務事務や提携業務を含めた事務・事業全般にわたり，民間委託等の推進の観点から，総点検を実施する。

組織・機構，事務事業をP D C Aサイクルに基づき総点検した上で，民間活力を導入すべきものについては，指定管理者制度の活用，民営化を図る。

行政組織の見直し

新たな行政課題や，町民の多様なニーズに対応するため，常に組織・機構の簡素・合理化と並行して内部組織の分掌事務の総点検を行い，総合的な調整機能を果たせるように速やかに見直しを図る。今後も，従来のスクラップ・アンド・ビルド*1を堅持し，組織の硬直化を招かないよう，機動力のある体制を構築する。

法などの制約があるものを除き各委員会等は，社会情勢の変化を踏まえつつ，委員構成，委員数，類似性等の観点から見直し，設置効果や設置目的の達成状況など存続の必要性について検討し，適正化に努める。

広域行政の推進と市町村合併の取組

現在1市2町により介護保険及びごみを，また，病院，衛生等は2町で運営し共通課題に取り組んでいる。今後も広域的な見地に立って企画，調整又は処理することが適切な事務事業は，積極的に他市町と調整を図り推進する。

市町村合併問題に関しては，本町の積極的努力にもかかわらず1市2町による合併及び2町による合併，いずれも不調に終わった。今後も，町民本位の行政を進めるという立場を踏まえ，かつ，合併新法による県の動向を見極めながら，町民サービスの向上と財政基盤強化のため，本町の考え方をまとめ，方向性を町民とともに検討する。

民間委託等の推進

これまでも積極的に民間委託を推進してきたが，類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら，組織の規模を考慮した上で，メリットが生じるよう委託の可能性について検証する。既に委託されている業務も含め，企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通事務の集約化，委託実施期間の複数年度化など様々な手法による委託の可能性を検証する。

*1) スクラップ・アンド・ビルド 組織・事業を新設（ビルド）するに当たっては，同程度の廃止（スクラップ）をし，肥大化を防ぐという手法。

公共施設の管理運営及び法人化と指定管理者制度の活用

現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理の在り方について検証を行い、検証結果を公表する。

既に管理委託している施設については、平成18年9月までに指定管理者制度を導入するか、当該施設を廃止するかなど、管理の在り方について検証する。

また、公共施設の設置目的に沿った有効活用に資するため、企画運営に係る体制の整備と、人材の研修、情報の交流、他の施設との連携等によって運営管理面を充実する。

町民により良いサービスを効果的に提供するため、町の適正な管理監督のもとに、できる限り民間等への管理委託の推進を図り、利用料金制度の活用により効果的に施設を運営する。

公共施設の管理運営をしている公共施設管理公社、よいらーいきスポーツクラブ等法人化が可能なものは、指定管理者制度の導入も含め検討、推進する。

福祉施設等の民営化

「民間にできることは民間に」などの観点から、民営化を推進してきた。

星原保育所については在所児の激減のため、平成10年度から休所とした。また、中央保育所は、平成20年度以降完全民営化に着手する予定で、国・県、他自治体の動向を見ながら推進する。

福寿園・あかつき学園の両施設の民営化は、平成15年度から庁内に民営化検討委員会を、16年度に民間等移譲先選定委員会を設置し、それぞれの移譲先を選定した。今後移譲先との協議を行い、福祉サービスの低下を招くことのないよう実施する。

第3 定員管理・給与の適正化

行政事務全般にわたり、その業務の性格や内容を厳正に判断し、町民の納得と支持が得られるよう、給与制度の運用とその水準の適正化を強力に推進する。

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが町の行政を進める上で重要な課題である。このため、平成17年3月に策定した人材育成基本方針に基づき、仕事のできる人材を育てるという観点に立った人事管理、職場風土の刷新、業務推進プロセスの改善等を行いつつ、研修への積極的参加を促し総合的な人材

育成に努める。

定員管理の適正化

定員管理は、社会情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法について聖域を設けず全般的に見直し、速やかにその適正化に取り組む。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、積極的な民間委託・民営化等の推進により、極力職員数を抑制する。

予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、給与・旅費等に関する事務を集約化するなど、事務・事業の抜本的な見直しを年次的に行う。また、適正な組織体制・人事配置となるよう、積極的・計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正化に努める。さらに、退職者の補充計画を十分に検討し、不補充、業務の兼任化、係間の交流等、様々な手法を活用し、段階的に職員数を抑制する。

定員管理を適正に推進する観点から、定員管理適正化計画の中で数値目標を掲げ、公表し、着実に実行する。策定に当たっては、以下の点に留意する。なお、町民各層からの「役場に対する就職の機会を均等に」という要望について、今後、配慮し、実現可能な対策を講じる。

行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定する。

将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析する。

定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用する。

給与の適正化

厳しい地域経済を背景に、「職員給与が地域民間賃金等の状況から乖離^{かい}しているのではないか」との厳しい批判があることも踏まえ、給与改定については、国・県の動向を見ながら、積極的に取り組む。

定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況の公表については、平成16年に地方公務員法が改正され、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課されたため、実施している。今後とも、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにし、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、町民が理解しやすい工夫を積極的に講じる。

福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、町民の理解が得られるものとなるよ

うに点検し，必要な場合は見直し，適正に事業を実施する。また，人事行政運営等の状況公表の一環として福利厚生事業の実施状況を公表する。

職員の能力開発

人材育成基本方針に基づき，計画的な人材育成機会の創出や職場の活性化を推進し，高度化・多様化している行政課題に自主的に取り組み，町民から期待され，信頼される職員の育成を継続する。

人材育成の推進

庁内で，専門的な分野に精通している人材をリストアップし，その人材を講師として課内研修会等を開催する。これにより，自ら担当する業務だけでなく，行政全般に関する視野を広げるとともに，職員の潜在的な能力も発揮できると考えられるので，このような人材育成研修を積極的に実施する。

第4 第三セクターの見直し

次の事項に留意し経営改革に積極的に取り組むものとする。

外部専門家を活用するなど監査体制を強化し，行政評価の視点も踏まえた点検評価を充実・強化する。

事業内容，経営状況，公的支援等について，適宜適切な議会への状況説明を行い，町民に対し積極的かつわかりやすい情報公開に努める。

完全民営化を含めた既存法人の見直しを積極的に進め，給与及び役職員数の見直し，組織機構のスリム化等を不断に行う。

現在第三セクターで運営している法人

・財団法人種子島農業公社 ・種子島空港ターミナルビル株式会社

第5 経費節減等の財政効果

経費全般について見直しを行い，その節減合理化を図ることを最重要課題と位置づける。さらに，町民も，職員も，予算の厳正な執行について，従来の意識を改める。特に，今後においては，事務事業の執行に際し，新たに町民の負担を求めるとも検討の対象とする。

補助金等の見直し

町財政が厳しい中で、平成15年度までは定率でカットしてきたが、平成16年度に補助金等検討委員会を設置し、町単独補助金のすべてについて見直した。

「補助金等の交付基準」「補助金等の見直し基準」を策定し、これに基づき審査・交付することにした。今後は、さらに財政状態が窮迫することは必至なので、見直し基準や社会的経済的実情に合わせて、目的や実情に合わなくなったものは、統合、縮減、終期の設定若しくは廃止するなど情実を交えず、さらに徹底して改革する。

新規補助金については極力抑制する。特に運営補助金は、補助年限を設定し、団体等の自助努力を促す。事業補助金は十分に検討した上で、より町民ニーズがある事業はサポートする。

町単独の各種育成補助金で運営されている民間組織団体については、事務の簡素化・なれ合い事務防止の観点から、団体が事務を行政に依存することなく、構成員において所掌するように推進してきた。今後も、補助金等検討委員会の答申にもあるとおり、さらに積極的に推進する。

会計業務の見直し

会計業務は、平成15年6月からの指定金融機関制度の導入により業務の効率化・金銭トラブルの解消に努めてきた。

報酬及び給与の取扱いについては、平成16年4月から金融機関口座振込を実施している。今後もさらに、事務全般を見直し、簡素化・効率化に努める。

P F I*1 手法の適切な活用

P F I 事業については、個々の事業内容に応じ導入できるものがないか検討し、事業の効率化・経費の削減に積極的に取り組む。

I P*2 電話導入の検討

通信費の節減を図るため、I P 電話導入の検討をする。

*1) P F I Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略。民間資金主導型の手法であり、従来公共部門が提供していた公共サービスを民間で実施することにより、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

*2) I P 電話 いわゆる「インターネット電話」と呼ばれているもの。双方が I P 電話の場合、通話料が無料になるなどのメリットがある。

第6 地方公営企業

水道事業の見直しについては、生活に欠かせない水の安全・衛生的で安定した供給を事業目的としていることを認識した上で、経営改革の推進、定員管理、給与の適正化等について見直す。

経営の総点検

中・長期的な視野に立ち、簡易水道事業を含めた経営全般について、総点検する。

サービス供給の在り方の再検討と民間的経営の導入促進

サービス供給自体の継続の必要性や公営企業形態でのサービス供給の必要性について、改めて検討する。

計画性・透明性の高い企業経営の推進

中期経営計画の策定

住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給するため、経営基盤強化の観点から中期経営計画を策定する。

業績評価の実施

中期経営計画の実効をあげるため、計画の達成度を評価し、また、計画と実績の差異の原因を分析し、企業経営に反映させる。また、評価過程への町民等の参加により、客観性を確保する。

計画的な情報開示

類似団体の対応するデータを添えるなど、町民が理解・評価しやすいよう情報開示し、説明責任を果たす。